

報告第二号

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増額の専決処分をしたことの報告について
右を報告する。

平成十七年二月十八日

提出者 杉並区長 山田 宏

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増額の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増額について左記のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

記

一 件名及び契約名 平成十五年第二回杉並区議会定例会において議案第四十七号
により議決を得た「仮称荻窪南口地下通路整備工事」

金額の変更	変更前の契約金額	変更後の契約金額	契約金額の増額
	金三億八千百十九万六千二百円	金四億二千三百八十万六千二百五十円	金四千二百六十一万五十円

二 変更理由

工事着手後、東京地下鉄株式会社の通信・電気系統が設計時と相違するなど、設計・施工条件に著しい変更を生じたため。

三 専決処分年月日

平成十六年十二月十六日